

令和 6 年度 第 3 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 6 年 6 月 1 4 日

場所 十和田市役所別館 4 階会議室

令和6年度第3回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年6月14日（金） 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和6年6月14日（金） 午後2時32分

4. 出席農業委員（16名）

2番	沢井清治	3番	小笠原松寿
4番	沢目勝弘	5番	米田拓実
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稲田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	14番	竹浦寿広
16番	杉山秀明	17番	力石堅太郎
18番	山崎誠一	19番	箕輪展忠

5. 欠席農業委員（3名）

1番	脊戸潤子	13番	外山康仁
15番	野崎さち子		

6. 出席農地利用最適化推進委員（11名）

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	山端敏行	四和地区	工藤優美子
四和地区	古谷朝直	切田地区	若沢弘幸
切田地区	田中稔	大深内地区	大平靖四郎
大深内地区	斗沢信一	伝法寺地区	小笠原一成
藤坂地区	市崎貴之		

7. 会議に付した案件

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第14号 農地の転用事実に関する照会について
議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第13号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第14号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第15号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第16号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第18号 農業者年金加入推進部長の選任について

8. 議事録署名委員

5番 米田 拓実

6番 中野 雄一郎

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻田 修一郎	事務局 次長	中村 淳一
事務局農地係長	吉田 武範	事務局振興係長	苫米地 慶
事務局推進監	高橋 克彦	事務局主査	東 浩治
事務局主査	戸舘 奈津美		

10. 書 記

事務局主査 戸舘 奈津美

議長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、1番 脊戸 潤子 委員、13番 外山 康仁 委員、15番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年6月5日に告示招集いたしました、令和6年度第3回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。5番 米田 拓実 委員、6番 中野 雄一郎 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 君を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが7件、25筆、51,121平方メートルです。今後の意向については、13番が別人と貸借、16番が別人と売買、それ以外は未定となっています。なお、13番は3条の議案が関連して提出されています。4ページです。農地中間管理事業によるものが合計3件、8筆、20,804平方メートルです。今後の意向は、6番が自ら耕作、7番が別人と売買、8番が受け手を変更の予定です。協力金の返還はありません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）5ページをお願いいたします。報告第13号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は6ページから11ページです。今回は合計12件、124筆、259,963.58平方メートルです。取得事由は、すべて相続によるもので、10ページの26番のみ、貸借権の権利取得です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。あっせんの希望はありません。なお、現況が農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第14号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）12ページをお願いいたします。報告第14号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会は、5件、8筆、3,042.91平方メートルで、現地調査は6月5日に実施し、法務局への回答は、6月7日に行っております。5番は、南小学校から南に約400メートルの地点です。照会地の①は、昭和52年建築の住宅の通路及び庭になっており、20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。照会地の②は、当該土地の北側にある昭和48年建築の住宅への通路となっており、農地としての利用は困難であること、税務課税台帳上も現況雑種地であることから、非農地と判断しております。6番は、元町公園から北に約260メートルの地点です。照会地は、平成5年建築の住宅及び小屋の敷地となっております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。なお、こちらは5条の議案が関連して提出されています。7番は、市民交流プラザタワーから南東に約200メートルの地点です。照会地は、当該土地の西側にある昭和16年建築の住宅の通路及び周辺店舗の駐車場

になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。こちらは、3条の議案が関連して提出されています。8番は、マックスバリュ北園店から北に約80メートルの地点です。照会地の①は、昭和50年建築の住宅の敷地となっています。照会地の②は、昭和43年建築の住宅の敷地となっています。いずれも20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。9番は、ダイナム十和田店から南東へ約200メートルの地点です。照会地の①は、周辺地と併せて資材置場及び重機置場となっています。相当期間、農地としての利用実績はなく、税務課税台帳上も現況雑種地であることから、非農地と判断しております。照会地の②は、雑木及び雑草が繁茂しており、農地としての利用再生が困難な状態であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、沢目委員、杉山委員の3名です。6月5日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時13分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時14分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）14ページをお願いいたします。議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、所有権の移転に関するものが15ページから16ページに記載されております。合計8件、

16筆、25, 404平方メートルで、19番と21番が新規取得者となっております。続いて17ページです。賃借権の設定に関するものが、合計2件、21筆、47, 429平方メートルとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。8番 立崎 和寿 委員お願いします。

報告委員（立崎和寿）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転8件、賃借権の設定2件、合計10件です。所有権の移転は、19番から24番までが売買によるもの、25番が農地の借人へ贈与するもの、26番が孫へ遺贈するものです。このうち、新規取得は19番と21番です。賃借権の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）立崎委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠）次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員欠席のため、事務局から報告願います。

農地係長（吉田武範）米内山推進委員欠席のため、代わりまして事務局から農地法第3条の許可に関する新規取得について報告いたします。15ページの申請番号19番と申請番号21番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、19番は6月5日午後1時45分、21番は午後2時15分、市役所別館4階会議室1において調査員3名と米内山推進委員の計4名で、事務局立会いのもと聴取調査を行っております。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが特に問題はなく、現地の状況も申請地は農地として管理されていたことから、取得にあたっては特に問題はないと判断することについて報告を受けております。報告内容については以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第１２号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時１７分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後２時１８分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第１３号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１８ページをお願いします。議案第１３号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、１９ページから２１ページです。賃借権の合計は５件、１９筆、７２，５４６平方メートルです。５件とも新規の権利設定で、利用権の設定の期間は２８番が１０年、２９番が３年、他が５年となっております。次に、使用貸借に係るものは、２２ページから２４ページです。使用貸借の合計は合計５件、１２筆、３６，００９平方メートルです。２８番のみ権利の再設定で、他は新規の権利設定です。利用権の設定期間は３１番が１０年、他が５年です。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第１３号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第１４号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）２５ページをお願いします。議案第１４号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。２６ページです。賃借権によるものが合計１件、２筆、６，４１８平方メートルで新規設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第１４号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第１５号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）２７ページをお願いします。議案第１５号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第５条第１項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は２８ページです。令和元年１１月１日付けで許可を受けていた転用事業者を変更し、宅地分譲６区画の造成を行うものです。転用事業者の先代代表者が体調不良となり、経営業務に支障をきたしたため、代表者を変更。その後、代表者の変更による会社経営等への影響を考慮した結果、事業計画を白紙とすることになったため、許可を受けた転用事業者から事業主体を変更し、および計画を変更し、承継者へ事業承継するものです。なお、５条の議案も関連して提出されております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）29ページをお願いします。議案第16号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は30ページです。1件、1筆、319平方メートルです。転用事由は、店舗併用住宅の建築で、建築後は娘に貸与となります。場所は、十和田中学校から北に約500メートルの地点で、用途地域内であり第3種農地に該当することから、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査、及び聴取調査の結果について、報告願います。16番 杉山 秀明 委員 お願いいたします。

報告委員（杉山秀明）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、1件です。6月5日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時30分に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）杉山委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 次に議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 31ページをお願いします。議案第17号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は32ページから33ページです。今回は、合計7件、9筆、10,579平方メートルです。5番の転用事由は、農地を売買で取得し、隣接する社会福祉施設の駐車場を整備するものです。場所は、清潮会クリニックから北に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。6番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲9区画を整備するものです。場所は、ハッピードラック十和田西金崎店から北に約100メートルの地点です。非農地併用で、小規模開発行為の対象となります。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。7番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲6区画を整備するものです。場所は、ちとせ小学校から南東に約600メートルの地点です。こちらは、議案第15号で事業計画変更承認申請のあったもので、令和元年に転用許可済みではありますが、事業承継者において改めて転用許可申請がされたものとなります。小規模開発行為の対象となります。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。8番の転用事由は、農地を売買で取得し、資材置場を整備するものです。場所は、ちとせ小学校から西に約400メートルの地点です。当該地は、令和5年8月7日に農振地域から除外されています。申請地の農地区分は2管理設及び半径500メートル以内に小学校と保育園があり、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。9番の転用事由は、農地を売買で取得し、農業用倉庫を建築するものです。場所は、十和田中学校から北東に約950メートルの地点です。非農地併用の案件です。申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が農業用施設建設であり、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。10番の転用事由は、親から農地を贈与で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は、元町公園から北に約260メートルの地点です。申請地の農地区分は第1種農地ですが、集落接続により不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。33ページです。11番の転用事由は、農地を売買で取得し、従業員駐車場を整備するものです。場所は、スーパーカケモ西金崎店から南に約350メートルの地点です。申請地の農地区分は第1種農地ですが、2分の1拡張により不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。4番 沢目 勝弘 委員 お願いいたします。

報告委員（沢目勝弘）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計7件です。6月5日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時30分に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）沢目委員、ご苦労様でした。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）34ページをお願いします。議案第18号、農業者年金加入推進部長の選任について。農業者年金加入推進部長の任期満了に伴い、別紙のとおり農業者年金加入推進部長を選任し、一般社団法人青森県農業会議に推薦したいので承認を求める件です。35ページです。（1）の前の農業者年金加入推進部長のうち、南地区の力石 堅太郎 委員から小笠原 松寿 委員へ、西地区の外山 康仁 委員から、沢井 清治 委員へと替わり、（2）の今回の農業者年金加入推進部長の5地区5名体制となります。任期は令和6年7月20日から令和7年7月19日までの1年間です。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は要請することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠） 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時32分 —————